広島県警察本部告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第２項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の２の14第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年11月５日

広島県警察本部長　森　　本　　敦　　司

名　　称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	委託した公金事務に係る歳入等の内容	委託をした日 （委託期間）
公益財団法人広島県交通安全協会	広島市佐伯区石内南三丁目１番１号	令和８年10月23日	広島県証明事務手数料条例（昭和30年広島県条例第25号）及び広島県警察関係手数料条例（平成12年広島県条例第６号）に係る手数料	令和８年10月23日 （令和８年11月１日～ 令和９年１月31日）